（海上運送法施行規則の一部改正）

第十条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　検査員証（第二十四条）」を「第三節　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」に、「第三節の二　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」を「第三節　航海命令従事証明書（第二十四条の二）」に、「第四十二条の六の二」を「第四十二条の七の十二」に、「第四十二条の七の十二」を「第四十二条の七の十三」に改める。

第二章第三節を削る。

第二章第三節の二中第二十四条の二を第二十四条とし、同節を同章第三節とする。

第四十二条の六の二及び第四十二条の七の十二を削る。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式　削除

第五号様式中「第24条の２関係」を「第24条関係」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第十三号様式　削除

第二十八号様式を削る。

（測量法施行規則の一部改正）

第十一条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の十一を削る。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

別表第九の六及び別表第十六を削る。

（建築士法施行規則の一部改正）

第十二条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第十三条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び別記第三十九号の二様式を削る。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第十四条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項を削る。

第五十六条を削り、第五十七条を第五十六条とし、第五十八条を第五十七条とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第十五条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第四号様式中「（地方整備局）」及び「国土交通省（北海道開発局）」を削る。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十六条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の三」を「第五十一条の二」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第五十一条の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　削除

第七号様式の三を削る。

第十八号様式を次のように改める。

第十八号様式　削除

第二十二号様式を次のように改める。

第二十二号様式　削除

（道路運送法施行規則の一部改正）

第十七条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（自動車道事業規則の一部改正）

第十八条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第十九条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第五号様式を削る。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十八条」を「第百四十七条」に改める。

第百四十六条を削り、第百四十七条を第百四十六条とし、第百四十八条を第百四十七条とする。

第二十七号様式を削る。

（土地収用法施行規則の一部改正）

第二十一条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のとおり改正する。

第一条第一項中「証票」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。次項において同じ。）」を加える。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二十二条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二十及び第十八条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第二十八条の十八を次のように改める。

第二十八条の十八　削除

第三十八条第四項中「証明書は第十号様式」を「証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は第十号様式」に、「証明書は第十一号様式」を「証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は第十一号様式」に改める。

第六号の五様式を削る。